

●●●● お住まいのお役立ち情報 ●●●●

年末・収入申告についての特集

いよいよ2016年も最後の月になりました。
何かと身辺が忙しい年末ですが、お仕事をしている人にとっては重要な申請書類、年末調整申告書に変化があった年でした。
まず、どんなことに注意をしないといけないのかをまとめました。

★ 2016年度分からの変更点

マイナンバーを記入する欄が登場

2015年からマイナンバーカードが配布されました。それに伴い、2016年度年末調整の書類分より、**マイナンバーを記入する欄が登場**しました。
本人のナンバーのみだけでなく、被扶養者のマイナンバーを記載する場所もあります。

130万円の壁が106万円に

例えばパートで働いている人など、今までは年間130万円未満の所得でしたら社会保険料の支払い義務はなく、扶養扱いをされていました。しかし、2016年10月より**106万円未満の所得に変更**になり、予定が立たなくなった人も多くなったと言われています。
これにより年間106万円台～129万円の所得を貰っている人は社会保険料を支払わないといけなくなり負担増になった人も多いのです。
去年度までの感覚で計算をしないようにすることが大切です。

税額表の変更

2016年分の税額表も変更があります。甲欄においては社会保険料控除後の給与などの金額が**101万円以上の場合において記載内容が変更**されています。
また乙欄においては、社会保険料控除後の給与などの金額が、**40万4千円以上の場合について記載内容が変更**されています。
去年の税額表を使って計算したりしないようにしましょう。



非居住者の親族については、親族関係と送金関係の書類を提出する場合も。

親族でも一緒に住んでいない場合があることでしょう。
そういった人に扶養控除を適用したいと思った際には、親族関係と送金関係の書類を提出しなければなりません。
親族関係の書類とは、「非居住者とあなたが親族としての繋がりがありません」ということを示した書類です。

対して、送金関係の書類については、生活費や教育費を出した金額を証明する書類になるのです。「クレジットカード利用明細書」がこれにあたります。また口座から送金した際も、銀行に問い合わせることで書類を作成してもらうこともできます。





2017年度以降に変わりそうな点(予測)

扶養控除の廃止 (2017年1月から)

ニュースでも話題になっていたのが扶養控除の廃止です。別名「配偶者控除」とも言われています。例えば奥様の給料が年間103万円だとします。すると「基礎控除」の65万円と「扶養控除」38万円が控除され所得税、住民税ともに支払わなくてもOKでした。しかし扶養控除がなくなること、38万円分が無くなると言われているのです。そのかわりに「夫婦控除」と呼ばれる制度を新たに組み込もうとしています。

マイナンバーによる結びつきが始まる (2017年1月の収入支出分から)

2017年度1月以降の収入・支出金額分から、マイナンバーを国のネットワークで結びつけます。さらに2017年7月からは地方公共団体も加わるので、ごまかすことは難しいです。これが実現することで「年末調整に不備がないか？」というのをを見つけるのも効率化により早くなるはず。少しのミスがあなたにとって命取りになる場合がありますのでくれぐれもごまかすことがないように記載しましょう。

2017年度分においても税額表は変更される

2016年度分の税額表が変更されたと思えば安心するにはまだ早く、その翌年も変更箇所があるようです。給与収入が1,000万円を超える分については、所得控除額が220万円を上限とする決まりになります。現在2017年分の税額表はインターネット上にアップされています。ただし、2017年度分の年末調整をするまでの間に変更にならないとは言えないので、年末調整時に再度の確認をとることをおすすめします。



無職でも申告は必要?

会社勤めの方は会社で年末調整処理をしてもらえますが、無職の人や、年度途中で退職して再就職をしていない人などで、2016年1月1日から12月31日までに何らかの収入があったり、その収入に源泉徴収をされている場合には、税金の還付を受けるためにも**確定申告を行った方がおトクな場合**があります。

無職の場合で、その年に1円も収入がない場合と、年収30万前後だった場合は、納税する義務がないため確定申告をしなくても問題ありません。ですが、他の税金計算に関わってくるので市役所で収入の申告はしましょう。

また、会社を辞めた際に退職金が支払われた場合、退職金や退職一時金は「**退職所得**」に分類され税金がかかります。

会社側が「退職所得の受給による申告書」によって手続きを済ませてくれた場合は問題ありませんが、手続きができていない場合はその他の所得と同じように源泉徴収されている可能性もあるため、きちんと確定申告をおこなって差額の還付を受けるほうがおトクな場合もあります。



無職といっても状況に応じて様々です。

収入の申告・税金についてわからないことは、市役所や、お住まいの管轄地域の税務署の無料相談を活用するのが良いでしょう。

